

石川県建築士会加賀江沼支部定款改正案

改 正	現 行																												
<p>(役 員)</p> <p>第 1 1 条 本支部に次の役員を置く。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>支部長</td><td>1 名</td></tr> <tr><td>副支部長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>専門部会長</td><td>8 名</td></tr> <tr><td>専門副部会長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>会 計</td><td>1 名</td></tr> <tr><td>監 査</td><td>2 名</td></tr> <tr><td>庶 務</td><td>1 名</td></tr> </table> <p>2 . 専門部会は、次の 8 部会とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ニューメディア部会 視察部会 女性・バリアフリー部会 資料部会 景観部会 講習部会 広報部会 青年部会 <p>(役員 の 選 出)</p> <p>第 1 5 条 支部長は総会において正会員の中から選出する。</p> <p>2 . 副支部長・理事・専門部会長・副専門部会長・会計・監査・庶務は総会におい会員の中から選出する。</p>	支部長	1 名	副支部長	若干名	理 事	若干名	専門部会長	8 名	専門副部会長	若干名	会 計	1 名	監 査	2 名	庶 務	1 名	<p>(役 員)</p> <p>第 1 1 条 本支部に次の役員を置く。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>支部長</td><td>1 名</td></tr> <tr><td>副支部長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>専門部会長</td><td>8 名</td></tr> <tr><td>会 計</td><td>1 名</td></tr> <tr><td>監 査</td><td>2 名</td></tr> </table> <p>2 . 専門部会は、次の 8 部会とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ニューメディア部会 視察部会 女性・バリアフリー部会 資料部会 景観部会 講習部会 広報部会 青年部会 <p>(役員 の 選 出)</p> <p>第 1 5 条 支部長は総会において正会員の中から選出する。</p> <p>2 . 副支部長・理事・専門部会長・会計・監査は総会におい会員の中から選出する。</p>	支部長	1 名	副支部長	若干名	理 事	若干名	専門部会長	8 名	会 計	1 名	監 査	2 名
支部長	1 名																												
副支部長	若干名																												
理 事	若干名																												
専門部会長	8 名																												
専門副部会長	若干名																												
会 計	1 名																												
監 査	2 名																												
庶 務	1 名																												
支部長	1 名																												
副支部長	若干名																												
理 事	若干名																												
専門部会長	8 名																												
会 計	1 名																												
監 査	2 名																												

石川県建築士会加賀江沼支部定款改正案

改 正	現 行
<p>(名 称)</p> <p>第 2 条 本支部は、社団法人とし、石川県建築士会 <u>加賀支部</u>と称する。</p> <p>(役 員)</p> <p>第 1 1 条 2 . 専門部会は、次の<u>7</u>部会とする。 ニューメディア部会 視察部会 女性・バリアフリー部会 景観部会 講習部会 広報部会 青年部会</p>	<p>(名 称)</p> <p>第 2 条 本支部は、社団法人とし、石川県建築士会 <u>加賀江沼支部</u>と称する。</p> <p>(役 員)</p> <p>第 1 1 条 2 . 専門部会は、次の<u>8</u>部会とする。 ニューメディア部会 視察部会 女性・バリアフリー部会 <u>活性化部会</u> 景観部会 講習部会 広報部会 青年部会</p>